

ひ え づ そん
日吉津村における取り組みについて



平成24年7月26日

第7回社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会

鳥取県日吉津村長 石 操



「リップちゃん」
村制100周年記念マスコット

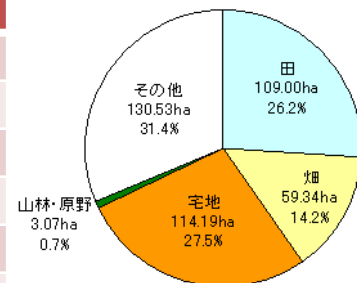
日吉津村の紹介①

1. 位置



2. 地勢

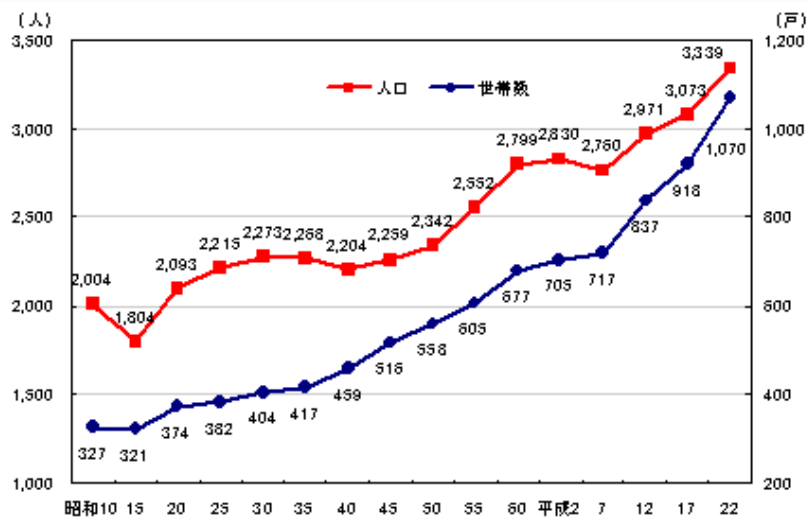
行政区域	面積 (ha)
行政区域	416
都市計画区域	416
市街化区域	82
第1種住居地域	21
準工業地域	5
工業地域	23
工業専用地域	33
市街化調整区域	334



3. 人口

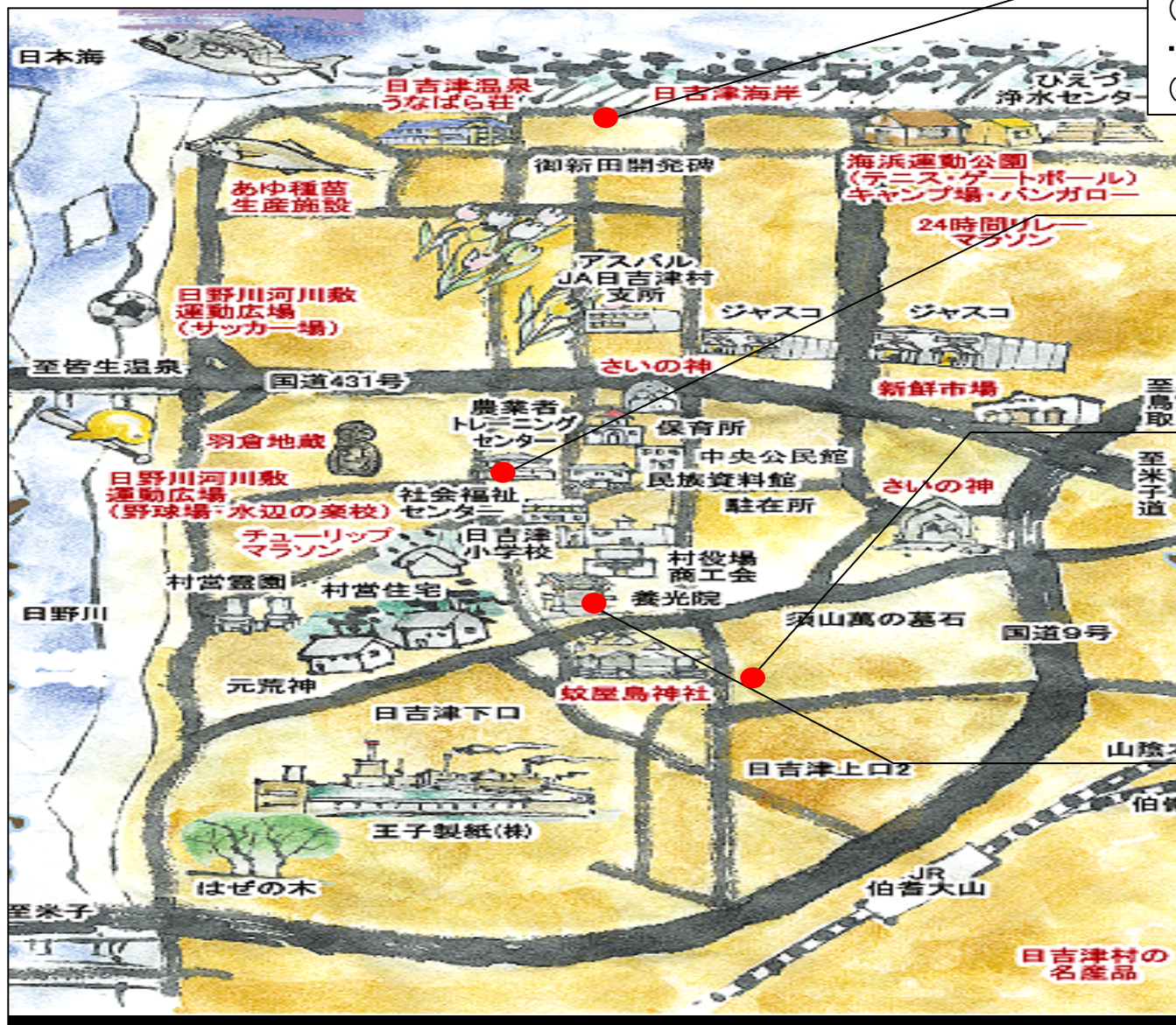
区分	H23年4月1日	H24年6月1日	増減 (%)
総人口	3,401	3,423	0.64
男	1,601	1,607	0.37
女	1,800	1,816	0.88
世帯	1,051	1,075	2.28

4. 人口増加の状況



日吉津村の紹介②

<村内地図>



- ・チューリップホーム
(認知症対応型グループホーム)
- ・サンライズひえづ
(介護老人保健施設)

- ・地域活動支援センター
いちごの広場

- ・共生ホーム すまいる
(児童発達支援、放課後等児童発達支援、通所介護、介護予防通所事業)
- ・小規模特別養護老人ホーム
(H24新設)

- ・共生ホーム ひえづの里
- ・よろず承り処・ひえづの里
(予防小規模多機能型居宅介護)
- ・託児所 ひえづの里

日吉津村の紹介③

日吉津村の歴史と近況

- 明治22年の村制施行以来、今日まで、単独で村制を維持し、王子製紙やイオン日吉津SCなどの企業誘致により、小さくとも活力ある比較的財政の豊かな村として発展してきました。
- また、現在交通の要衝となり、交流人口も多く、賑わいのある村として独自の位置を占めています。
- 平成16年から地域の皆様とともにコミュニティ計画づくりを進め、「参画と協働」のむらづくりを推進してきました。
- 平成21年4月には、未来を担う子どもたちが誇りと夢をもって、心豊かに育つふるさとを築き、次代に引き継いでいくために、村の最高規範として「自治基本条例」を定めました。
- そして、平成22年に福祉事務所を設置し、さらには平成23年3月に環境基本条例を、平成24年6月には住民投票条例を制定し、村民が主役の「参画と協働」のむらづくりを進めています。

年月	できごと
明治22年10月	日吉津村発足
昭和27年11月	日本パルプ工業K.K.米子工場操業(現王子製紙)
平成11年3月	ジャスコ日吉津SC開店
平成15年11月	合併の是非を問う住民投票を実施
平成15年12月	単独存続を決定
平成21年10月	村制施行120周年

「平成の合併」への対応

	平成11年3月末	現在
全国の町村数	2,562	932
鳥取県の町村数	35	15

- 合併といかに向きあったか
- 住民投票の実施(鳥取県初)
平成15年11月30日投票 投票率 78.32%
有権者 18歳以上、永住外国人も含め 2,574人
・単独存続 1,283票
・米子市・淀江町と合併 717票
- 単独存続が選択された理由
- 合併論議の中で住民の意識が変化したこと

福祉事務所設置の背景・経緯

全国932町村のうち、福祉事務所を設置しているのは41町村
(平成24年4月1日現在)

社会福祉法
第十四条 都道府県及び市(特別区を含む。以下同じ。)は、条例で、福祉に関する事務所を設置しなければならない。
2 (略)
3 町村は、条例で、その区域を所管区域とする福祉に関する事務所を設置することができる。
4～7 (略)
8 町村は、福祉に関する事務所を設置し、又は廃止するには、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

	町村名	設置年月日		町村名	設置年月日
1	奈良県十津川村	S31.4.1～	22	広島県海田町	H21.4.1～
2	大阪府島本町	S47.4.1～	23	広島県熊野町	H21.4.1～
3	広島県大崎上島町	H16.4.1～	24	広島県坂町	H21.4.1～
4	島根県飯南町	H18.4.1～	25	鹿児島県屋久島町	H21.4.1～
5	広島県安芸太田町	H18.4.1～	26	鳥取県日吉津村	H22.4.1～
6	広島県北広島町	H18.4.1～	27	鳥取県日南町	H22.4.1～
7	広島県世羅町	H18.4.1～	28	鳥取県江府町	H22.4.1～
8	広島県神石高原町	H18.4.1～	29	岡山県新庄村	H22.4.1～
9	島根県奥出雲町	H19.4.1～	30	三重県多気町	H23.4.1～
10	島根県海士町	H19.4.1～	31	鳥取県岩美町	H23.4.1～
11	島根県西ノ島町	H19.4.1～	32	鳥取県智頭町	H23.4.1～
12	島根県知夫村	H19.4.1～	33	鳥取県湯梨浜町	H23.4.1～
13	島根県隠岐の島町	H19.4.1～	34	鳥取県北栄町	H23.4.1～
14	鹿児島県長島町	H19.4.1～	35	鳥取県南部町	H23.4.1～
15	島根県吉賀町	H20.4.1～	36	鳥取県伯耆町	H23.4.1～
16	島根県邑南町	H20.4.1～	37	鳥取県若桜町	H24.4.1～
17	島根県津和野町	H20.4.1～	38	鳥取県八頭町	H24.4.1～
18	岡山県西粟倉村	H20.4.1～	39	鳥取県琴浦町	H24.4.1～
19	島根県川本町	H21.4.1～	40	鳥取県日野町	H24.4.1～
20	島根県美郷町	H21.4.1～	41	山口県周防大島町	H24.4.1～
21	岡山県美咲町	H21.4.1～			

近年、様々な問題が生活困窮の問題に行き着き・・・

◆デメリット(懸念された事項)

- ・役場と住民の距離が近く、相談し辛い面もある。
- ・専門性を持った職員の確保・養成は容易でない。
- ・職員の人数と配置が限られる中で十分な体制の確保が容易でない。

◆メリット

- ・役場内で関係部門相互の協力、情報交換や資料提供等が迅速にでき、住民に対してワンストップで行政サービス提供が可能となって、住民サービスが向上する。
- ・業務の研修及び実務をとおして職員の専門性が向上し、住民に最も身近な日吉津村の福祉行政全体のレベルアップが図られる。



福祉・保健に関する行政サービスを一体的に提供できる体制が整い、住民に身近な生活相談等福祉サービスが、住民に最も身近な役場で完結できる。



「人に関することは市町村の仕事」
平成22年4月 福祉事務所を設置。

日吉津村の生活保護の状況

(平成24年6月現在)

日吉津村福祉事務所	
管内面積	4.16km ²
管内世帯数	1075世帯
管内人口	3423人
被保護世帯数	9世帯
被保護人員	13人
保護率	3.79%
平均訪問時間	30分～60分

	19年度 (A)	20年度	21年度	22年度	23年度 (B)	B/A (%)	24年3月	24年6月 (直近月)	全国 (24年3月)	鳥取県 (23年7月)
管内世帯数	960	986	1,008	1,033	1,058	110.20	1,054	1,075		213,122
被保護世帯数	7	5	9	11	10	142.90	10	9	1,528,381	4,849
管内人口	3,274	3,290	3,334	3,372	3,427	104.70	3,393	3,423		585,652
被保護人員	9	7	14	16	15	166.70	14	13	2,108,096	6,857
保護率	2.7%	2.1%	4.1%	4.7%	4.37%	161.90	4.1%	3.8%	16.5%	11.7%

世帯類型別被保護世帯数(直近月の状況及び過去5年間の推移)

	19年度 (A)			20年度			21年度			22年度			23年度 (B)			24年 3月			24年6月(直近月)			B/A (%)	直近月 構成比 (%)
	単身者 世帯	2人以上 世帯	小計	単身者 世帯	2人以上 世帯	小計	単身者 世帯	2人以上 世帯	小計	単身者 世帯	2人以上 世帯	小計	単身者 世帯	2人以上 世帯	小計	単身者 世帯	2人以上 世帯	小計	単身者 世帯	2人以上 世帯	小計		
高齢者世帯	4		4	4		4	6		6	7		7	6		6	6		6	6		6	150.0%	66.7%
母子世帯			1			1			2			2										0.0%	0.0%
障害者世帯	2		2						1		1	2		2	1		1	1	1		1	100.0%	11.1%
傷病者世帯							1	1		1	1				1	1		1		1	1		11.1%
その他世帯													1	1	1	1	2	1	1		1		11.1%
計	6	0	7	4	0	5	6	1	9	8	1	11	8	1	9	8	2	10	8	1	9	128.6%	100.0%

鳥取県内の生活保護の状況

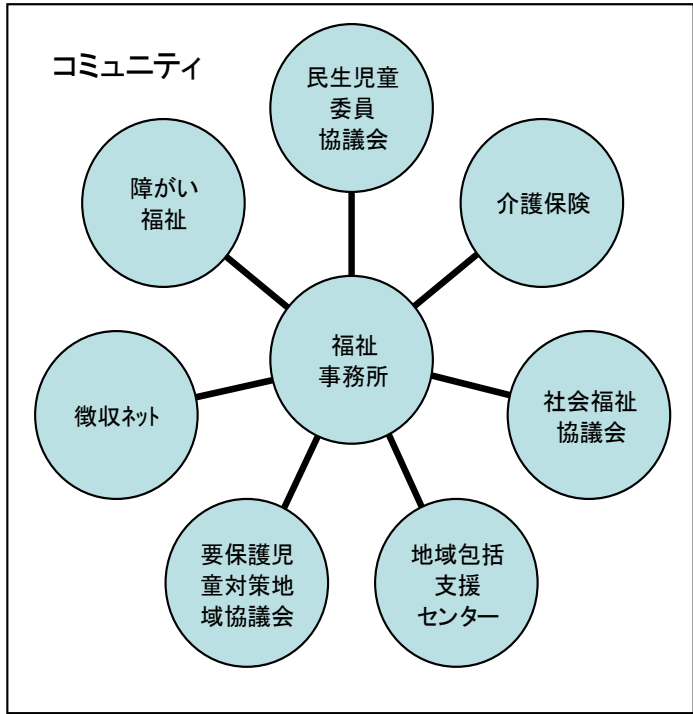
■鳥取県内状況

区分	被保護世帯数					被保護人員					管内世帯数	管内人口	被保護率
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度7月	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度7月			
福祉事務所名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度7月	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度7月	管内世帯数	管内人口	被保護率
東部福祉事務所	110	116	115	127	128	162	174	181	184	186	6,831	21,864	8.36
中部福祉事務所	106	109	125	141	151	143	145	176	209	217	8,217	25,220	8.54
西部福祉事務所	93	97	107	112	110	132	142	157	166	166	5,339	17,311	9.47
日野福祉事務所	24	27	28	27	27	30	32	35	36	37	1,363	3,676	9.93
郡部計	333	349	375	407	416	467	493	549	595	606	21,750	68,071	8.9
鳥取市福祉事務所	1,272	1,350	1,556	1,719	1,818	1,882	1,967	2,283	2,545	2,686	73,726	196,827	13.60
米子市福祉事務所	1,059	1,106	1,207	1,285	1,328	1,420	1,472	1,615	1,716	1,778	58,182	148,111	12.01
倉吉市福祉事務所	394	427	485	538	570	520	576	667	762	790	18,282	50,294	15.68
境港市福祉事務所	242	248	261	282	288	365	373	401	439	444	12,930	35,136	12.64
岩美町福祉事務所	42	43	48	56	55	57	57	63	82	82	4,027	12,301	6.64
智頭町福祉事務所	33	32	35	35	38	38	37	40	41	45	2,551	7,619	5.76
湯梨浜町福祉事務所	62	70	77	83	96	82	95	105	115	129	5,496	16,999	7.54
北栄町福祉事務所	43	47	50	54	50	46	58	69	87	78	4,829	15,276	5.08
日吉津村福祉事務所	7	5	7	11	11	9	7	12	16	16	1,098	3,410	4.88
南部町福祉事務所	51	52	56	49	49	69	72	76	68	68	3,507	11,493	5.89
伯耆町福祉事務所	55	64	62	59	58	68	75	74	72	70	3,616	11,504	6.01
日南町福祉事務所	33	33	30	32	34	47	45	40	43	46	2,065	5,300	8.59
江府町福祉事務所	7	8	7	11	16	7	8	9	13	19	1,063	3,311	5.74
市部計	3,300	3,485	3,881	4,214	4,411	4,610	4,842	5,454	5,999	6,251	191,372	517,581	12.1
総計	3,633	3,834	4,256	4,621	4,827	5,077	5,335	6,003	6,594	6,857	213,122	585,652	11.7

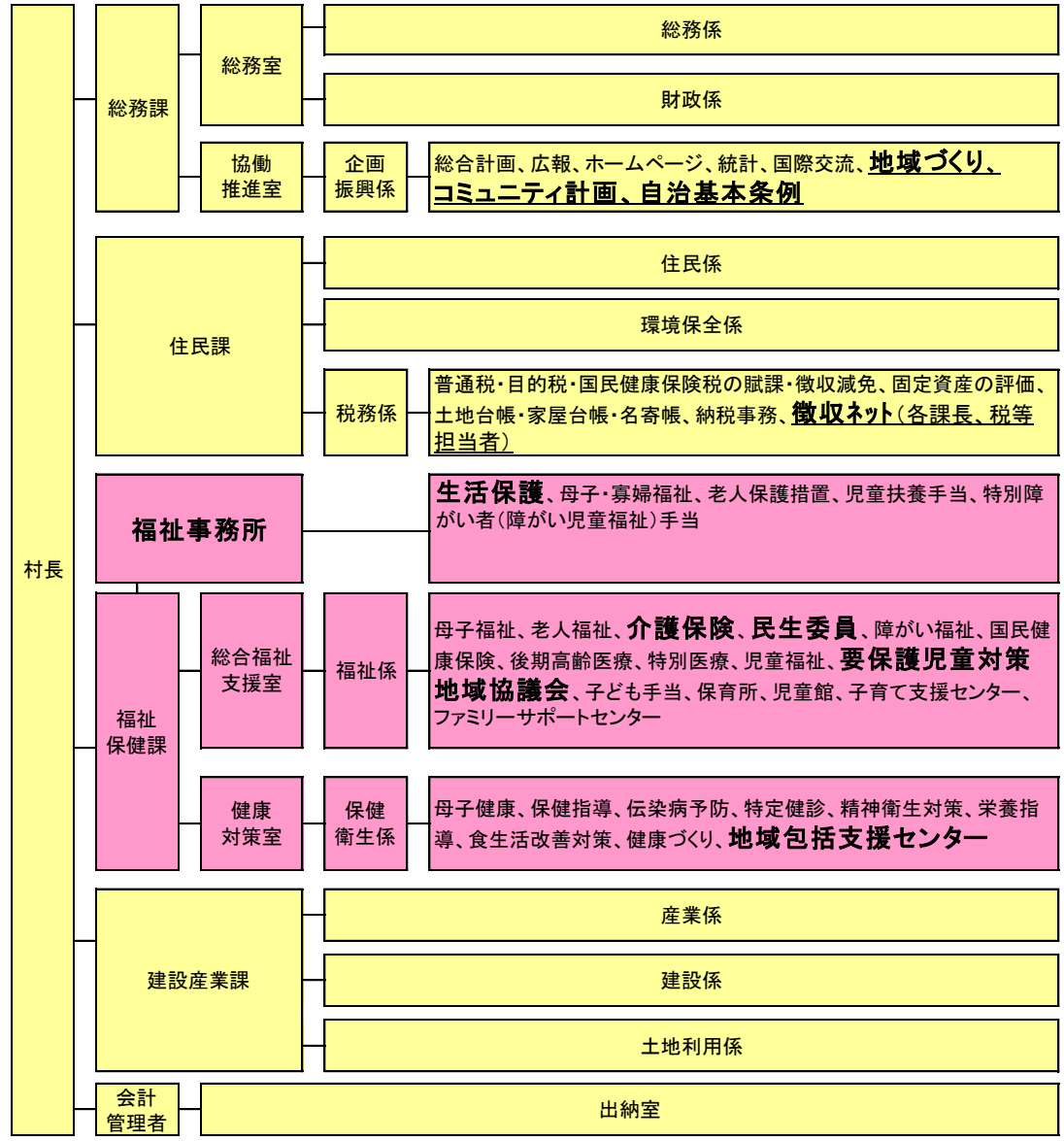
区分	世帯類型別														
	高齢者世帯			母子世帯			障害者世帯			傷病者世帯			その他世帯		
	21年度	22年度	23年度7月	21年度	22年度	23年度7月	21年度	22年度	23年度7月	21年度	22年度	23年度7月	21年度	22年度	23年度7月
福祉事務所名	21年度	22年度	23年度7月	21年度	22年度	23年度7月	21年度	22年度	23年度7月	21年度	22年度	23年度7月	21年度	22年度	23年度7月
東部福祉事務所	34	40	45	11	9	11	28	28	29	14	15	10	28	35	33
中部福祉事務所	46	52	61	3	5	4	19	21	21	36	42	38	21	21	27
西部福祉事務所	51	53	56	4	4	5	21	23	22	21	23	20	10	9	7
日野福祉事務所	16	15	16	0	0	0	5	4	5	1	3	4	6	5	2
郡部計	147	160	178	18	18	20	73	76	77	72	83	72	65	70	69
鳥取市福祉事務所	591	615	629	88	108	118	269	281	297	394	436	485	214	279	289
米子市福祉事務所	543	565	583	73	78	81	171	185	182	311	332	358	109	125	124
倉吉市福祉事務所	181	186	198	43	50	42	80	86	93	115	137	142	66	79	95
境港市福祉事務所	94	106	112	18	19	18	43	44	47	76	74	72	30	39	39
岩美町福祉事務所	14	13	13	5	5	5	8	8	10	10	12	5	11	18	22
智頭町福祉事務所	18	19	19	0	0	0	5	3	4	2	2	5	10	11	10
湯梨浜町福祉事務所	32	34	37	1	1	1	17	15	16	9	16	19	18	17	23
北栄町福祉事務所	19	16	14	0	1	1	5	5	5	17	22	19	9	10	11
日吉津村福祉事務所	4	7	6	2	2	2	0	1	2	1	1	0	0	0	1
南部町福祉事務所	24	21	20	3	3	4	13	12	11	12	8	7	4	5	7
伯耆町福祉事務所	45	41	43	1	1	1	4	4	3	7	8	7	5	5	4
日南町福祉事務所	19	15	15	0	1	0	3	3	4	3	4	7	5	9	8
江府町福祉事務所	5	8	9	0	0	0	2	2	3	0	0	1	0	1	3
市部計	1,589	1,646	1,698	234	269	273	620	649	677	957	1,052	1,127	481	598	636
総計	1,736	1,806	1,876	252	287	293	693	725	754	1,029	1,135	1,199	546	668	705
被保護世帯/類型別	38.9%			6.1%			15.6%			24.8%			14.6%		

役場・福祉事務所の紹介

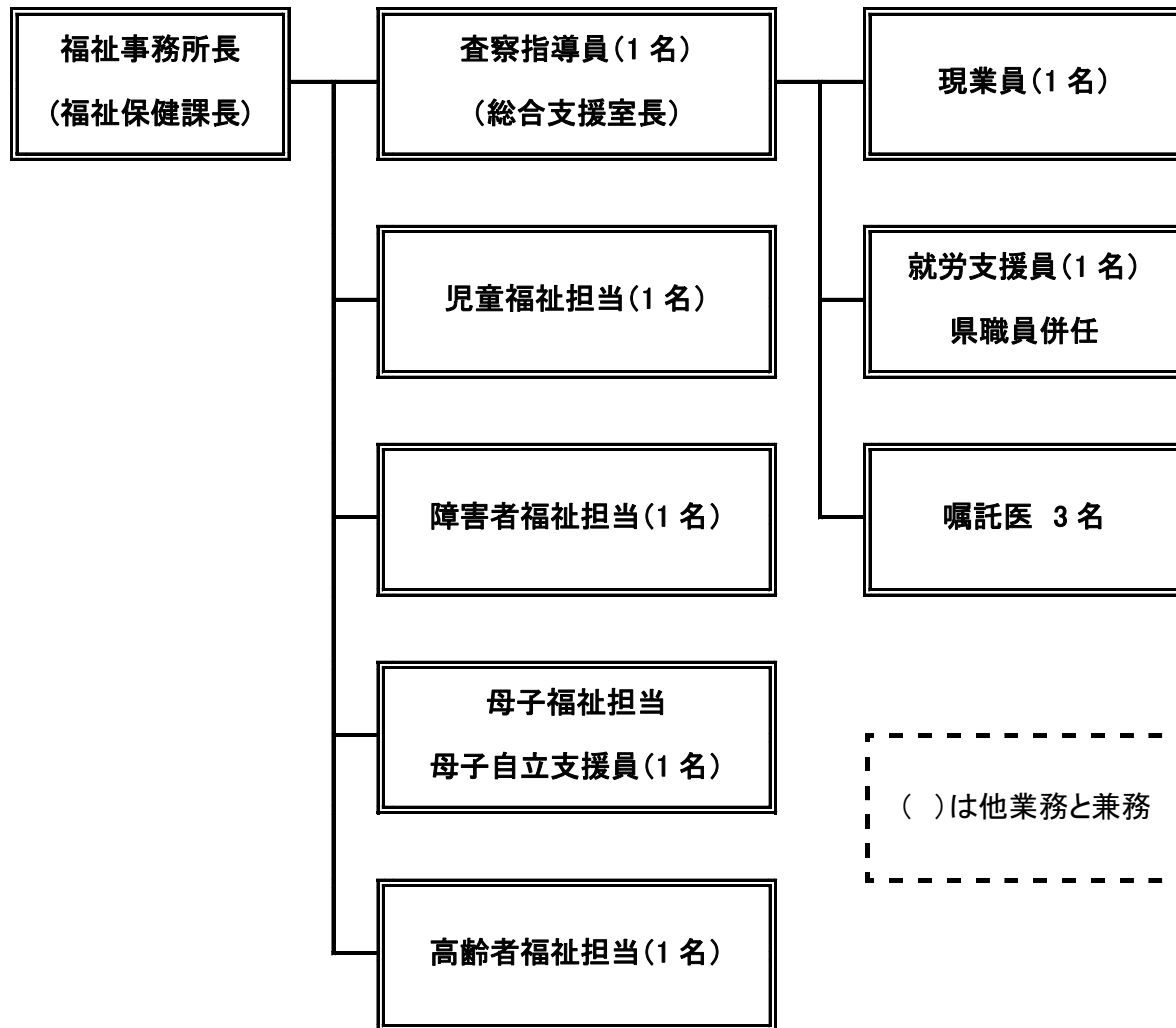
福祉事務所関連部署



福祉保健課・福祉事務所の体制
総勢13名での兼務業務



福祉事務所の体制



- 就労支援専門員1名は、鳥取県の併任により適宜支援を依頼。
- 平成22年度～平成23年度までは、査察指導員1名(県併任)が週一回の巡回により支援を実施。

日吉津村における取り組みの状況①

被保護者・生活困窮者対策

○ 相談支援体制、早期把握のための取り組み

民生児童委員との情報交換(年1回)

○ 伴走型支援の実施

CWが同行支援を実施(医療機関受診など)

○ 生活再建支援の実施

総合生活支援資金の活用のための、社会福祉協議会との連携

消費生活センターとの連携

住宅手当制度に対する助言

○ 子どもに対する支援

要保護児童対策地域協議会との連携

○ 鳥取県の西部管内 生活保護研究会(合同勉強会)の実施

鳥取西部管内では、新たに設置された福祉事務所(平成24年度6町村福祉事務所あり)へのサポート支援の一環として、県西部福祉事務所が中心となり、毎月1回事例検討を含む合同勉強会を実施(本年で3年目)。

生活保護業務を実施していくには、近隣町村との連携と情報交換が重要と感じている。

日吉津村における取り組みの状況②

就労支援に関する広域的な取り組み

○ 就労支援専門員の状況

鳥取県西部圏域で、県の就労支援専門員が1名配置されており、西部地域の福祉事務所（市は除く6ヶ所）の依頼により各福祉事務所へアウトリーチによる相談支援を展開。当村においては、今年度2名に対し相談支援を実施中。

○ ハローワークとの連携

・西部地域生活福祉・就労支援協議会設置（平成22年度）

西部地区の雇用部門と福祉部門の各機関が就労支援の目標を共有し、就労支援の役割分担と連携方法を明確にし、効果的・効率的な就労支援を実施することを目的として、年1回協議を実施。

・「福祉から就労」支援事業の実施

米子ハローワークと西部地区各福祉事務所が協定書を締結し、各支援対象者ごとに（生保受給者、児童扶養手当受給者、住宅手当受給者）、支援対象者の様態、役割分担・連携方法、成果目標を共有し就労支援に取り組んでいる。

日吉津村における取り組みの状況③

小規模自治体だからできている連携

横のつながりでの支援。保健師との連携はもとより以下のようなこれまでの実績あり。

<例> 生活保護世帯 子どもの場合

- 要保護児童対策地域協議会との連携
- 貧困と虐待また要保護性の関連を注視し、各関係機関（児相、小学校、保育所、中学校、児童館、ファミリーサポートセンター、教育委員会、福祉保健課、NPOなど）へ情報提供を行っている。
- 必要があれば、要対協が中心となり児童について個別ケース会議で検討している。

※NPO・・・子どもの虐待防止ネットワーク鳥取(CAPTA)

日吉津村における取り組みの状況④

障がい担当との連携

＜例＞通院が困難な事例を通じて
小学2年生男子 注意欠陥多動性障害あり。

(問題) 多動・衝動性あり、母親だけでは公共交通機関での受診が困難。タクシーでの受診を検討したが、一般家庭との均衡を考えた際にまずは何かサービス(他法他施策)の利用ができないか障がい担当、要対協、福祉保健課内で協議。

(結果) 精神障がい者手帳の取得。自立支援医療の受給。障がい者のサービス(通院介助)の利用に繋がった。

地域包括支援センターとの連携

- 独居高齢の被保護者へ社会福祉士が訪問同行。
- 介護保険サービスの情報提供など実施。

日吉津村の直面する課題①

雇用の場の不足

<地方の就労支援課題>

○ 交通手段の問題(特に山間部)

○ 求人数:有効求人倍率 米子0.70、倉吉0.63、鳥取0.55(平成24年4月分)
全国平均0.79、全県平均0.72

※産業別新規求人では、卸・小売業、医療・福祉分野が多いが、全体的に雇用の場が不足している。

○ 就労に繋がったとしても、保護廃止となるまでの安定的な就労収入にまでいたらず保護廃止に繋がらない。また、短期間で仕事を辞めてしまい、一旦廃止となっても再度保護申請するケースも多いのが現状。

※鳥取県西部地区就労支援員(市部を除く)1名
支援対象人員 約30人

日吉津村の直面する課題②

就労支援における継続的な連携の必要性

- 現在、県の併任により就労支援専門員が配置されている。
 - 当村のような小さな自治体で就労支援専門員を一名配置することは難しい。
-
- 今後も継続的に県へ支援を依頼していけるのか、また、広域的な連携により就労支援専門員を雇用する形態の検討も必要となるのか。(鳥取県東部においては既に広域的に就労支援専門員を一名を配置している)

日吉津村における今後の取り組みの方向性① ～小規模町村の強みを活かした取り組み～

既存のインフラの積極的活用

○ 共に支え合う

共に支え合う、役割分担のできる地域コミュニティ活動において弱者を取り込み、地域で生活し続ける事の出来る地域ケアシステムの構築

○ 地方では、NPO法人や専門職の確保が困難なため、社会福祉協議会や民生児童委員等の既存の組織や人材を積極的に活用することも必要。

ハローワーク・都道府県との更なる連携

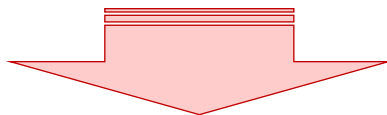
○ 情報やノウハウを持つハローワークとの連携強化を優先する必要。

○ ハローワークによるアウトリーチ型支援(ハローワークが被保護者へ直接出向き、CWと連携しながら就労支援を)の必要。

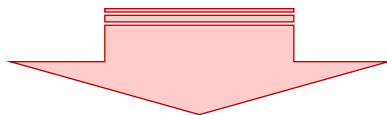
日吉津村における今後の取り組みの方向性② ～小規模町村の強みを活かした取り組み～

コミュニティの活力の更なる積極的活用

生活保護制度だけでは、様々な課題を抱える被保護者の支援には限界がある。



被保護者ということではなく、高齢者や障害者等を含め、地域住民のひとりとして、地域とのかかわりの中での支援を展開する必要がある。



コミュニティ活動に弱者を取り込み、地域で生活し続けることのできる地域ケアシステムを構築し、住民の見守り体制を強化することが必要である。

「生活支援戦略」策定に向けての提言

総合的な生活支援戦略の推進

○地方においては、雇用の確保を通じて、これらの地域で生活し続けていくことができる基盤の整備が重要。

○強固な第2のセーフティネットの構築

総合支援資金貸付制度の充実(償還の可能性が低いと貸付が受けられないのが現状。求職者支援制度など就労支援と一体となった支援制度の構築が必要)

○家計再建のための「貸付」に関して

制度が導入されるにあたって、回収不能な貸付金への対応が必要

○単村では、自立を促す支援の展開において、人間的なものやスキル・ノウハウなど未成熟な部分が多い。コミュニティの活用と併せて、制度的に広域的な支援施策の展開が必要。

○『「地域の力」を重視した基盤・人材づくりと政策の総合的展開』(「生活支援戦略」中間まとめ)
地域の人材発掘等、コミュニティの活力の活用を模索することが必要

生活保護制度の見直しに関する提言

ハローワーク・都道府県等との連携

○都道府県の就労支援員による巡回強化

○ハローワークによるアウトリーチ型支援(ハローワークが被保護者へ直接出向く就労支援)

○ハローワークの求人情報、年金事務所の年金受給資格情報のオンライン提供による業務効率化

制度面の見直し

○資産要件の見直し
地域の実情に応じて、車の所有が必要では

○就労収入積立制度について
保護脱却に繋がる制度となる必要がある

○調査対象者の回答義務の導入
回答の義務化により、不正受給の減少に繋がる